

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和5年2月27日（月）
13時29分開会 15時54分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・
橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・深沼達生・
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、
総務課長補佐：佐藤弘基
- 6 議 件
 - (1) 町長からの申し出事項について
 - ・令和5年度予算の概要について
 - ・第2回定例会について
 - (2) 議会運営委員会からの報告事項について
 - ・3月定例会議案の審議方法について
 - ・審議日程の見通しについて
 - ・清水町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について
 - ・令和5年度町議会定例会日程（予定）について
 - ・職員研修の受講希望者募集について
 - ・議会報告会と町民との意見交換会について
 - ・議会モニターについて
 - ・模擬議会について
 - (3) 令和5年度議会費の予算（案）について
 - (4) 広報広聴常任委員会からの確認事項について
 - (5) その他
- 6 会議録 別紙のとおり

(1) 町長からの申し出事項について

・令和5年度予算の概要について

山下議長：それでは、御苦勞さまである。時間ちょっと早いけれども、皆さんそろっているんで、これから全員協議会を開催したいと思う。よろしく願います。

それでは、最初に町長からの申出事項である。町長から御挨拶を願います。

町長（阿部一男）：御挨拶をさせていただく。本日は、令和5年度の当初予算案がまとまったので、議員全員協議会にて概要を説明させていただくので、よろしく願います。

令和5年度の一般会計当初予算額は84億9,300万円となり、令和4年度当初予算との対比で1.5%の減となったところである。第6期清水町総合計画の中で目指すまちづくりの将来像「まちに気づく まちを築く とから清水～想いをミライに繋ぐまち～」の実現に向けて、ウイズコロナを見据えた効果的な取組を講じながら、引き続き安心・安全な暮らしや生活の安定のための医療、福祉、教育施策を着実に進め、経済対策や持続可能な産業構造の維持、自然豊かな環境を生かした定住促進、魅力発信事業、さらには脱炭素社会実現に向けた事業やデジタル技術を活用した事業についても盛り込みを行い、予算編成を行ったところである。

この後、総務課長並びに担当係長から令和5年度当初予算案の概要説明があるが、老朽化した施設、公共施設、インフラの老朽化対応、さらには原油価格や物価高騰などの新たな課題にも予算を要する状況で、各施策の充実を図っていくため、大変厳しい予算編成となったところである。

このため、公共施設建設等基金や財政調整基金などから繰入れをしているが、財政健全化の保持も十分考慮し、各施設整備事業では地方債を活用するなどして予算編成を進めたところであるので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

以上、私からの挨拶を兼ねた概要説明について終わらせていただきます。どうぞよろしく願います。

山下議長：それでは、町長からの申出事項、令和5年度予算の概要について説明を求めます。

総務課長（神谷昌彦）：総務課の神谷である。よろしく願います。本日は、新年度予算の予算概要について説明する機会を頂き、大変ありがとうございます。早速、お配りしている令和5年度予算案の概要について御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

私のほうからは、お配りしているA4横の資料になる。予算に関する資料の

1 ページ目の総括表及び2 ページ目の歳入歳出対比表について御説明申し上げて、3 ページ以降の資料については、担当する課長補佐の佐藤より御説明するので、よろしく願います。

それでは、A 4 横の資料のまず1 ページ目を御覧頂きたいと思う。こちらになる。よろしいか。

1 の令和5 年度清水町予算案総括表として、各会計の予算額が一覧となっている。一般会計と3 特別会計及び2 企業会計の予算総額については124 億6,720 万円で、前年度の当初予算対比では8,300 万円の増、率にして0.7%の増となったところである。

各会計ごとの予算総額であるけれども、一般会計の予算総額は84 億9,300 万円で、前年度比1 億3,200 万円の減、率にして1.5%の減となったところである。

また、一般会計から3 特別会計と2 企業会計に対する繰出金等の総額については、表の右側になるけれども、5 億4,852 万円となり、前年度対比で2,000 円の減となったところである。

一般会計の増減要因については、2 ページ目において御説明申し上げる。

まず、特別会計であるけれども、国民健康保険特別会計は、予算総額が13 億600 万円、出産育児一時金の増などによって、前年度比300 万円増、率にして0.2%の増となったところである。

次に、後期高齢者医療保険特別会計であるが、予算総額2 億400 万円で、後期高齢者医療広域連合への納付金が増となり、前年度比800 万円増、率にして4.1%の増となっている。

次に、介護保険特別会計については、予算総額11 億9,640 万円で、保険給付費の増などにより、前年度比310 万円の増、率にして0.3%の増となっている。

次に、水道事業会計であるが、収益的支出と資本的支出を合算し、予算総額は6 億500 万円、配水管更新事業の増などにより、前年度比1 億2,670 万円の増、率にして26.5%の増となっている。

最後に、下水道事業会計である。予算総額は6 億6,280 万円で、終末処理場機器更新事業の増によって、前年度比7,420 万円の増、率にして12.6%の増となっている。

次に、2 ページ目を御覧頂きたいと思う。

一般会計予算案の歳入歳出の対比表である。先ほど申し上げたとおり、一般会計の予算総額は84 億9,300 万円、前年度比1 億3,200 万円の減であるが、主な増減要因について御説明申し上げる。

対比表の左側、歳入である。

1 款町税は、前年度比2,915 万4,000 円の増、率にして2.2%の増である。

内訳としては、個人町民税については、穏やかに経済が回復してきているも

のの、原油価格や物価高騰などの影響から前年度比 1,000 万円の減、法人町民税についても、同様の理由で前年度比 200 万円の減、固定資産税は、新增築家屋の増などにより前年度比 3,000 万円の増となっている。

2 款地方譲与税から 11 款地方交付税については、地方財政計画で示された率によりそれぞれ算出している。

なお、地方交付税は国の出口ベースで 1.7%、3,073 億円の増となっているが、当町においては普通交付税の振替である臨時財政対策債の抑制などによって、地方交付税については 2.5%増の 8,000 万円の増を見込んでいるところである。

次、15 款国庫支出金については、新型コロナウイルス関連の国庫支出金の減などにより、前年度比 1 億 8,617 万円の減となっている。

16 款道支出金については、扶助費の給付に係る道負担金、出産子育て応援交付金事業に係る道補助金の増によって、652 万 5,000 円の増となっている。

18 款寄附金については、前年度比 5,000 万円の減で、いきいきふるさとづくり寄附金として 2 億 5,000 万円を見込んでいるところである。

19 款繰入金については、前年度比 1 億 5,200 万円の増、8 億 3,000 万円となっている。内訳であるけれども、公共施設建設等基金からは御影公園噴水池改修工事に 2,380 万円など 1 億 570 万円を繰入れし、農業後継者育成基金から 520 万円、老人福祉基金から 210 万円、森林環境譲与税基金から 1,900 万円、いきいきふるさとづくり基金から 9,200 万円繰入れし、目的基金からの繰入れ総額は 2 億 2,400 万円となっている。

また、公債費償還圧軽減のため、減債基金からは 1 億 6,600 万円を繰入れし、財政調整基金からは 4 億 4,000 万円を繰入れし、合わせて 8 億 3,000 万円となっている。

22 款町債については、前年度比 1 億 5,180 万円の減である。臨時財政対策債の抑制などにより総額が減となっているけれども、引き続き道営農業農村整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、公営住宅建設建替事業ほか公共施設、インフラの老朽化対策のため 6 億 2,990 万円の町債発行を予定しているところである。

続いて、対比表右側、歳出である。

主な増減要因について、幾つか挙げさせていただきたいと思う。

2 款総務費では、町有施設解体事業、地域再エネ導入戦略策定に係る業務委託、それからいきいきふるさとづくり寄附金の減に伴う関連経費、それから参議院選挙、町議会議員選挙等の経費の減によって、1 億 1,644 万 9,000 円の減となっている。

3 款民生費では、自立支援給付費の増、それから清水保育所と幼稚園の統合に伴う認定こども園関連経費の増などによって、2,826 万 3,000 円の増となっている。

4 款衛生費では、出産子育て応援交付金事業、清掃センター最終処分場廃止事業などで 7,094 万 6,000 円の増となっている。

5 款労働費では、求人情報サイト構築事業、事業承継支援事業などで 136 万 3,000 円の増となっている。

6 款農林業費では、牧場道営装置整備事業の減などによって、6,617 万円の減となっている。

7 款商工費では、地域活性化商品券事業、観光協会補助金の増などで 1,440 万 6,000 円の増となっている。

8 款土木費では、橋梁長寿命化修繕事業の減などによって、1,472 万 3,000 円の減となっている。

9 款消防費では、とちぎ広域消防事務組合負担金の減によって、2,257 万円の減となっている。

10 款教育費では、社会体育施設及びアイスアリーナ・御影パークゴルフ場指定管理に係る委託経費等で 361 万 3,000 円の増となっている。

なお、予算編成全体の概要については、先ほど町長の御挨拶と重複する部分があるけれども、公共施設、インフラの老朽化対応、さらには原油価格や物価高騰などに対応するための財政需要が増大している中、財政状況は厳しさを増している状況にある。

そんな中、第 6 期清水町総合計画の実現に向けて、引き続き安心・安全な暮らしや生活の安定のための医療、福祉、教育施策、経済対策や産業構造の維持、自然豊かな環境を生かした定住促進、魅力発信、さらには脱炭素社会の実現に向けた事業やデジタル技術を活用した事業を盛り込み予算編成を行ったところである。

なお、予算書については事前に十分チェックを行っているけれども、もし何か御気づきの点があったら、議会事務局を通じて御連絡頂ければと思うので、よろしく願います。

以上、私のほうからの説明とさせていただきます。

引き続き、3 ページ目以降について、担当の佐藤より御説明させていただきますので、よろしく願います。

山下議長：係長。

総務課長補佐（佐藤弘基）：財政係長の佐藤である。よろしく願います。座って説明させていただきます。失礼する。

私のほうからは、3 ページ以降について御説明申し上げます。

3 ページ、4 ページの令和 5 年度一般会計予算案総括表については、歳出予算に係る款別予算、財源内訳、前年度比較を示す表となっている。

4 ページについては、一般財源の内訳と前年度の比較を示す表となっている。次に、5 ページから 13 ページにかけては、一般会計、特別会計等の主な事業一覧となっている。

なお、複数年度の実施計画となる大型建設事業などについては、一覧から抜き出し、別冊の予算に関する資料2において掲載している。

それでは、5ページから参る。

5ページ、安全・安心に暮らし続けるまちである。

1番、廃屋解体支援補助事業である。廃屋化した住宅等の撤去費用を補助しているが、補助上限単価を平米単価7,000円から1万円に引上げしてまいる。事業費については300万円である。

2番、地域脱炭素推進事業である。地域脱炭素に向けた町内における機運の醸成を図るためセミナーを開催してまいる。事業費は30万円である。

4番、清掃センター最終処分場廃止事業である。最終処分場廃止に向けた調査委託及び覆土工事を行ってまいる。事業費については6,645万1,000円である。

次に、健やかで笑顔あふれるまちである。

1番、結婚新生活支援補助事業である。新婚世帯を対象に家賃、引越費用等について助成しているが、所得要件の緩和及び助成限度額を一部引上げし助成してまいる。事業費は300万円である。

5番、重度障害者タクシー乗車券助成事業である。通所や通院に係る交通費としてタクシー乗車券交付助成を行っているが、助成額を月1,000円から1,500円に拡充してまいる。事業費については38万3,000円である。

次に、6ページに参る。

10番、高齢者タクシー乗車券助成事業である。要支援、要介護、介護予防、生活支援サービス事業対象者、運転免許証自主返納高齢者へのタクシー乗車券交付金についても、助成額を月1,000円から1,500円に拡充してまいる。事業費については496万3,000円である。

27番、各種健診事業である。各種健診について、若年者及び後期高齢者の健診について、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を促進するため、自己負担額の無料化を引き続き行ってまいる。事業費は349万3,000円である。

7ページに参る。

34番、屈折検査機器導入事業である。乳幼児の弱視等視覚異常を早期発見し治療につなげるため、屈折検査機器の導入をする。事業費は156万5,000円である。

38番、教育支援センター広域利用者支援事業である。不登校児童生徒の居場所づくり、学習支援、相談業務を行うため、芽室町の教育支援センターを広域利用し、負担金を支出してまいる。事業費は79万2,000円である。

次に、学びから生きる力を育むまちである。

8ページに参る。

11番、郷土学習支援員任用事業である。郷土史教育の充実を目的に学芸員を任用、配置してまいる。事業費は366万3,000円である。

17 番、給食費負担軽減事業である。物価高騰等による給食費の値上げを行わず、町費で負担し、保護者負担の軽減を行ってまいる。また、地元食材を多く活用した十勝清水の恵み給食を引き続き実施してまいる。事業費は 751 万 9,000 円である。

次に、地域資源と産業を活かし挑戦するまちである。

1 番、求人情報サイト構築事業である。インターネット上に町内求人情報が検索可能なサイトを構築し、リアルタイムな情報を発信してまいる。事業費は 98 万 9,000 円である。

3 番、事業承継支援事業である。事業承継に必要な専門家や金融機関等が行うコンサルティング費用の一部を助成してまいる。事業費は 50 万円である。次に、9 ページに参る。

5 番、スマート農業支援事業である。農作業の自動化、消化液利活用の推進、化学肥料の低減による生産者への指導・相談業務等を担うスマート農業支援員を引き続き配置してまいる。事業費は 603 万 7,000 円である。

16 番、牛乳消費拡大推進事業である。牛乳消費拡大に向けてイベントなどへの牛乳提供、牛乳消費拡大運動などを拡充して実施してまいる。事業費は 250 万円である。

20 番、農業水路等長寿命化防災減災事業である。長寿命化対策を目的とした明渠排水路機能保全計画を策定してまいる。事業費は 500 万円である。

23 番、J-クレジットプロジェクト事業である。安定的かつ持続的に二酸化炭素を吸収する森林づくりを行うため、適切な森林管理による二酸化炭素吸収量をクレジットとして国が認証する J-クレジット制度を活用し、森林整備の加速化を推進するためプロジェクトを行ってまいる。事業費は 162 万円である。

10 ページに参る。

30 番、中小企業近代化資金貸付事業、新型コロナ貸付特例分である。新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付けを引き続き実施してまいる。事業費は 1,786 万 4,000 円である。

31 番、地域活性化商品券事業である。新型コロナウイルス感染症や物価高騰などにより個人消費が低迷していることから、令和 5 年度においても年 3 回の商品券販売事業の支援を行ってまいる。事業費は 1 億 194 万円である。

33 番、観光振興事業である。渋沢栄一翁関連のゆかりの地である東京都北区、板橋区にアンテナショップの開設など観光協会補助金について拡充する。事業費は 722 万 9,000 円である。

次に、快適で安らぎを感じられる住みよいまちである。

11 ページに参る。

4 番、地域住宅リフォーム・省エネ住宅設備導入奨励事業である。町内事業者施工による住宅リフォーム、従来の太陽光パネル設置に加え、蓄電池など

設備について拡充して助成してまいる。事業費は550万円である。

5番、地域プレイヤー創出・育成事業である。都市と地方をつなぐ地域プロジェクトマネジャーなど地域の核となり牽引する人材の確保・育成を図ってまいる。事業費は995万円である。

6番、子育て移住体験事業（保育園留学）である。地域と都市部の子育て家族をつなぐワーケーションプログラムによる保育留学を実施してまいる。事業費は495万円である。

次に、12ページに参って、多様なつながりで協働するまちである。

2番、電気自動車導入事業である。公用車両として電気自動車1台を導入してまいる。事業費は508万7,000円である。

3番、町民提案型まちづくり活動支援事業である。町民団体等による地域活性化や地域課題解決を目的としたまちづくり事業へ助成をしているが、研修視察への助成について拡充してまいる。事業費は282万円である。

11番、小学生親善派遣研修事業である。埼玉県深谷市への小学生派遣交流事業を行ってまいる。事業費は83万円である。

12番、国際交流推進事業である。タブレットを活用した国際交流事業を実施しているが、小学生の交流に加え中学生の交流も行っている。事業費は143万円である。

13ページに参る。

1番、特定健康審査事業である。こちらについても生活習慣病の予防と疾病の早期発見を促進するため、自己負担額の無料化を引き続き行っている。事業費は759万2,000円である。

次に、14ページについては、一般会計繰出金等の内容となっている。

15ページについては、債務残高、基金の残高の状況の表となっている。

16ページについては、地方債、債務負担行為の年度別償還予定の表となっている。

次に、別冊の予算の説明資料2については、先ほど御説明した複数年度の実施計画となる大型建設事業などについて抜き出したものであるため、ここでは説明を省略させていただく。

以上、令和5年度の予算案に関する説明とさせていただきます。よろしく願います。

山下議長：ただいま執行側から令和5年度の予算の概要について説明を頂いたところである。この説明について何か質問があれば、あと本会議等でこの後、質疑を行うが、それ以前に聞いておくことがあれば、確認をしたい事項があれば、確認をお願いする。質疑ないか。鈴木議員。

鈴木議員：5ページ目の安全・安心に暮らし続けるまちの衛生費、清掃センター最終処分場廃止事業についてのちょっと中身、これはもう、要は清掃センターを全てなくすんだよということなのか、今ある炉とかあっちの部分を壊して被

覆するののかというのをちょっと詳しく教えていただければ。

山下議長：説明を求める。係長。

総務課長補佐：清掃センターの最終処分場のほうの廃止に向けた工事と、それに係る委託の業務となっている。最終処分場のほうである。埋立てをするための工事である。

山下議長：鈴木議員。

鈴木議員：もう既に、地域資源と産業を活かし挑戦するまちの9ページ、9ページなのちょっとあれなんであるけど、もうちょっと前にもあったのであるけど。スマート農業支援事業の中の消化液の活用の推進、あと前のほうにもたしかあったと思う。バイオマス消化液利活用実証事業というのが。

3年続いたやつで、今年、令和5年から、ちょっと農家の農協組合員さんから指摘を受けて、美蔓のふん尿施設から出る消化液、これはすごくよかったんだよねと。ただ、それこの3年の中で、今回でなくなっちゃう、700円かな、反当たりなのか、ちょっとそこまで詳しく聞いてないのであるけど。それが、実証試験が終わって今年4月から今度は有料になるという話になったみたいなのである。

これを、いや何とかならないかなというような、その利用者のほうからよく声が出てきて、私のほうでちょっと農林課の課長にも確認をしたのであるけど、あんまり大きな声では言えないけど、別のところの消化液とその美蔓の消化液とはちょっと質が違うらしくて、値段も大きく違うんだけど、現実的にはその今美蔓のやつがすごくいいんだよねと。これがなくなるのは、すごく厳しいんだけど、3年の実証の結果として今年やめるのかやめないのかも含めて、これ何とかならないだろうかというのは、例えば農協さんを含めて、農協さんが公式に言っている話じゃないのであるけど、農家サイドのほうから皆さんがすごく気になっている点だということで、もう早速私のところに電話がいっぱい来て。

ちょっと、それ調べた上で、今回はこれでいいとは思うのであるけど。何か、今回、今年肥料関係は物すごい高騰しているものであるから、その辺、今年こそしっかり補助してやったほうがよかったんじゃないかなんていうふうには思ったりもしているんで。これはちょっと細かいことなので分からないと思うのであるけど、ぜひ確認していただいて、ちょっと考えていただく。これ本会議で質問するかもしれないのであるけど、ぜひちょっとこの辺調整をしていただければと思う。

山下議長：ただいまの鈴木議員の質問で、審議に入らないような形で、今の現状の中で答えられる部分についてお答え頂き、また審議に関わる部分については議会のほうでお願いします。

副町長（山本司）：本会議までに詳しく説明できるように整えたいと思う。よろしくをお願いします。

山下議長：ほかに、この提案に関わって質問のある方いらっしゃるか。

(なしという声あり)

山下議長：なければ、令和5年度予算の概要については以上で終わらせていただく。

・第2回定例会について

山下議長：続いて、第2回定例会について執行者側からの説明をお願いをする。副町長。

副町長：私から第2回定例会の当初予算以外の部分の議案の説明をしてみたいと思う。

皆様には、本日、定例会の議案と書いた冊子お配りしている。こちらを御覧頂きたいと思う。

1枚めくっていただくと、議案番号、議案の第3号から議案の第26号までの議案、それぞれの議案がついている。順番に説明してまいる。

最初、議案第3号専決処分の承認を求める議案について説明をさせていただく。内容は、一般会計補正予算(第11号)になる。4枚ぐらimeくっていただければ議案第3号の中身になっている。

一般会計補正予算(第11号)であるけども、2月14日付で除雪経費として5,500万円の追加の専決処分をさせていただいた。除雪回数の増加に伴って除雪経費の予算がなくなったことから、今後の降雪に備え追加をさせていただいたものである。

続いて、補正予算の説明に入っている。それから、三、四ページめくっていただくと、議案第4号令和4年度一般会計補正予算である。

今回の補正予算については、年度末を控えて、ほとんどが事務事業の終了及び中止等による決算の確定または確定見込みによる不用額の減額がほとんどである。その中で、一部予算を増額している項目があるので、その増額予算の中身だけ説明をさせていただきたいと思う。

まず、18ページをお開きいただきたいと思う。

18ページ、1款議会費の7節報償費1万2,000円の追加は、議員改選による議会広報、議員似顔絵制作の謝礼の補正である。

続いて、ページ飛んで20ページに参る。

20ページ、2款1項6目企画費24節積立金780万円の追加は、いきいきふるさとづくり基金充当事業費の確定に伴い充当残額を基金へ積立てる補正である。

ページ3ページほど飛ぶ。24ページに参る。

3款2項2目保育所施設運営費18節30番送迎用バス安全装置設置事業補助金17万5,000円の追加は、国の補助金を財源に通園送迎用バス内の置き去り対策として安全装置設置費用を運行事業者へ補助するための補正である。

次のページ、25 ページ中段に参る。

6 目児童療育支援費 2,000 円の追加は、令和3年度特別児童扶養手当事務費確定に伴う返還金の補正である。

2 ページほど飛ぶ。28 ページに参る。

28 ページ4款1項4目水道施設費 27 節繰出金 84 万円の追加は、水道料金負担軽減対策事業費の確定に伴う追加である。

次のページ、29 ページ中ほどに参る。

4 款2項1目清掃費 18 節 10 番十勝圏複合事務組合負担金し尿処理分 86 万 2,000 円の追加は、負担金の確定に伴う補正である。

ページ飛ぶ。32 ページに参る。

6 款1項4目畜産業費 18 節 35 番畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金 1 億 1,559 万 1,000 円の追加は、清水町地域畜産振興クラスター協議会事業主体の肥育豚舎の増設事業が北海道の補助採択を受けたことから、町の会計を経由して支出するための追加である。

同じ 32 ページの下2項1目林業振興費 18 節 33 番有害鳥獣防止総合対策補助金 210 万 8,000 円の追加は、北海道からの追加交付決定に伴う補助金の追加である。

ページ飛ぶ。42 ページに参る。

42 ページ、10 款6項2目体育施設費 12 節 14 番社会教育施設指定管理委託料 195 万 3,000 円の追加は、燃料単価、電気料高騰に伴う精算見込みによる委託料の補正である。

同じく 12 節 14 番アイスアリーナ・御影パークゴルフ場指定管理委託料 831 万 4,000 円の追加も、燃料単価、電気料高騰に伴う精算見込みによる委託料の追加である。

43 ページの中ほどに参る。

13 款1項1目行政費 7 目 10 番会計年度任用職員退職報奨金 516 万 7,000 円の追加は、退職報奨金制度に該当する職員 2 名が年度末に退職するための追加補正である。

1 目基金費は、この今回の補正予算による調整額として 1 億 2,878 万 6,000 円を財政調整基金へ積み立てする内容である。

以上が、一般会計補正予算の増額となる項目についての説明とさせていただきます。

特別会計の補正予算もあるけれども、そちらの説明は省略をさせていただきます。続いて、議案の説明に、議案 9 号からの条例の新設、一部改正の説明をさせていただきます。

皆様のほうに第 2 回清水町議会定例会議案説明資料と書いた冊子が行っているかと思う。御覧頂きたいと思う。

今回、条例が、新設が 2 件、一部改正の条例が 7 件、合わせて 9 件ある。こ

これらの資料に基づいて、議案の第9号から順次説明をしてまいります。
議案の第9号、10号、11号、この3件については関連があるので、まとめて概要を説明させていただきます。

議案第9号については、3ページに新旧対照表ということで載っているけれども、9号、10号、11号については、このカラーのページで概略が載っている。これを御覧頂きたいと思うけれども、詳しい中身については、説明を省略させていただきます。

議案第9号については、個人情報の保護に関する法律が改正をされて、これまで国や地方など団体ごとに規定されていた個人情報の取扱いに関する規律が一本化されることに伴って、必要な事項を定める新設条例の内容となっている。

続いて、議案第10号になる。ページでいくと、今の資料の23ページからになる。

この議案第10号については、今説明した議案第9号の法律施行条例が制定されることに伴って、国の法律改正に併せて、これまで条例で設置されていた清水町情報公開審査会と清水町個人情報保護審査会、この2つの審査会を1つにまとめるための新設条例の内容である。

続いて、議案第11号になる。資料では25ページ以降になる。

議案の第11号については、改正個人情報保護法により不開示となる情報、不開示となる情報というのは非公開とする情報のことをいう。非公開とする情報と現行の清水町情報公開条例に定める不開示の情報との整合性を図るため、一部条例の改正を行う内容である。

続いて、議案の第12号、それと議案の第13号、この2件については関連があるので、まとめて説明をさせていただきます。

議案13号から、順番1つずれるけれども、議案の第13号から説明をさせていただきます。資料でいくと33ページになる。

議案第13号については、昨年11月の臨時議会において令和4年人事院勧告に基づく正職員の給料表については改正を行ったけれども、2号会計年度任用職員の給料表改正について令和5年4月1日から改正を行うため、内容の一部を改正するものである。

1つ戻る。議案の第12号に参る。資料では31ページになる。

第1号の会計年度任用職員の報酬については、先ほど説明した議案13号の条例改正に伴い一部引用している部分があるので、その部分を改正する内容である。

続いて、議案の第14号に参る。資料では43ページになる。

議案第14号については、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備運営に関する基準が省令の改正に伴って、条例を改正する必要性が生じたことから改正を行う内容である。

続いて、議案第 15 号に参る。資料には 45 ページ以降になる。

議案第 15 号についても、内閣府令で定める基準があつて、児童虐待の防止等を図る観点から特定教育・保育施設の管理者が入所中の児童に対して行う懲戒に係る規定が削除されたことから、この条例を改正する内容である。

続いて、議案の第 16 号に参る。資料では 47 ページになる。

これについても、厚生労働省令で定める基準が改正されて、児童の安全の確保に関する計画の策定、自動車の運行に当たつての安全管理の徹底に係る規定が追加されたことから、条例に所要の改正を行う内容である。

続いて、議案の第 17 号に参る。資料では 49 ページになる。

健康保険法の施行例の改正によって、出産育児一時金、現在 40 万 8,000 円を支給することになっているけれども、これを 48 万 8,000 円に改正する内容である。

以上、議案 17 号の説明とさせていただきます。

以上が、条例の制定及び条例の一部改正議案の概要とさせていただきます。

そうしたら、恐れ入る、また議案書本体のほうに戻らせていただきます。

議案の第 18 号から議案の 23 号までは、先ほど新年度予算の概要を説明させていただいたけれども、その議案になる。予算書のほかに予算に関する資料を併せて配付しているので、後ほど御確認を頂きたいと思う。

続いて、議案の第 24 号町道の路線廃止について、それと次の議案第 25 号町道の路線認定について説明申し上げる。

この 2 件については、町道の改良整備事業完了に伴う路線の廃止、認定の議案である。

続いて、最後、議案第 26 号に参る。最終ページについてある。

清水町公平委員会の委員の選任の同意を求める議案である。内容は記載のとおりである。

以上、第 2 回の定例会の予定議案の説明とさせていただきます。よろしく願います。

山下議長：ただいま副町長から令和 5 年度予算を除く議案について説明を頂いたところである。この説明に対して何か聞いておきたいことがあれば、確認をしたいと思う。何かあるか。

(なしという声あり)

山下議長：なければ、提案者からの説明を終わらせていただく。

説明員については退席をお願いする。

休憩する。10 分ほど休憩をいたす。35 分再開をお願いする。

【休憩 14：24】

【再開 14：34】

山下議長：それでは、時間前であるが、全員そろっているので、全員協議会を進めさせていただきます。
再開する。

(2) 議会運営委員会からの報告事項について

・ 3月定例会議案の審議方法について

山下議長：それでは、2番目の議会運営委員会からの報告事項について、まず、3月定例会議案の審議方法について及び審議日程の見通しについて、この2点について議会運営委員会委員長から報告をいただく。橋本委員長。

橋本議員：本日午前中に議会運営委員会を開きまして審議した。

それで、1番目、①3月定例会議案の審議の方法についてである。新設条例2件について所管する総務産業常任委員会に付託することにした。令和5年度予算及び関連情報については、これまでと同様に予算審査特別委員会を設置し、審議することとする。その他の条例一部改正補正予算及び一般議案等については、本会議の審査とする。

2、審議日程の見通しについてであるが、第2回議会定例会は3月の10日から22日までの13日間、まず、3月10日金曜日に議会運営委員会委員長の報告、それから、町政執行方針及び教育行政執行方針、条例の制定2件を総務産業常任委員会へ付託、それから、令和5年度各会計予算の設定、予算関連条例一部改正3件を特別委員会へ付託する。それと、請願が1件、さらに所管事務調査について報告をする。

3月13日月曜日と14日火曜日、一般質問を行う。

3月15日水曜日から17日金曜日まで予算審査特別委員会。

3月22日水曜日、総務産業常任委員会の審査報告を行って採決となる。

そして、予算審査特別委員会審査報告、採決、条例の一部改正が4件、一般会計以下5会計の補正予算、その他の議案として町道の廃止、同じく認定。

そして、人事案件として公平委員会の選任、さらに議員提出議案として清水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、それから、意見書請願付託、これの採決である。そして、所管事務調査の申出を行って、なお、定例会の審議日程については、3月3日の議運で確定をする。

以上である。

山下議長：ただいま議会運営委員長から報告があった。何か質疑があれば受けたいと思う。何か質問あるか。

(なしという声あり)

山下議長：質問なしということなので、次の部分に参る。

・ 清水町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について

山下議長：それでは、清水町議会の個人情報の保護に関する条例、これの制定についての提案についてを議運委員長から報告を願う。委員長。

橋本議員：委員長清水町議会の個人情報の保護に関する条例案についてである。

令和3年5月、個人情報の保護に関する法律が改正され、行政機関と独立行政法人等の個人情報保護制度についても、法律において全国的なルールに統合され、地方公共団体及び地方独立行政法人は、令和5年4月1日からこの法律の適用を受けることとなった。

ただし、地方議会はこの法律の適用除外となるため、独自の個人情報保護制度を議会ごとに設けることが必要となり、この条例を制定するものである。あわせて、清水町議会の個人情報の保護に関する条例施行規定案についても説明をする。

この施行規定は、条例の制定に伴い必要な事項を定めるものである。条例の中で、議長が定めることとされている個人識別符合、要配慮個人情報、個人の権利・利益を害するおそれ大きいもの、匿名加工情報の安全管理措置の基準、個人情報ファイル簿の作成及び公表、開示決定の通知事項、電磁的記録の開示方法と開示請求・訂正請求・利用停止請求の請求手続や決定通知等に係る所要式を定めるものである。

この規定は、条例の議決を経て議長が定めることとなる。

事務局から補足をお願いします。

山下議長：事務局、お願いします。

事務局長（田本尚彦）：ただいま議会運営委員長から御説明いただいた議会の個人情報の保護に関する条例の部分について御説明を申し上げたいと思う。

お手元にクリップ留めのカラーの図から幾つかの冊子をまとめている。

今回の議会の個人情報保護の条例の関係については、先ほど執行側のほうで新設条例の説明があったけれども、表のこの上の部分、従来3つの法律で各機関ごとに個人情報の保護について調整をするよう規制がされていた。各地方公共団体については、それぞれの町で個人情報保護条例を設けて個人情報の保護についての取組をしてきている。この町の条例の中に、従前議会の部分についても規定をされていたところである。

今回この個人情報に関する法律が1つの法律に統一をされ、国の機関、独立行政法人、民間、そして、地方公共団体も同じ法律の下で規制等を確認していくことになっている。

ただ、従来国の行政機関を取り締まる法律の中で国会と裁判所については規定の対象外となっていた関係で、今回の法律を統合した部分において、国会の部分と似たような機関ということで、地方の議会についても法律の適用から除外をされたところである。

今回、その除外をされた地方議会においては、それぞれの議会で個人情報に

関しての条例を規定することとされ、全国町村議会議長会と総務省のほうで調整を行った条例例が示されており、それに沿って今回条例並びに施行規定の制定を進めていくものである。

条例の内容については、先ほどの中に横の比較表がある。右側に国、全国の町村議会議長会から示された条例例を表示をして、左側に清水町の条例案を表示をしている。

全国議長会のほうで提示したものと表記が変わっているところは、赤字で表示をしている。

大きく変わる部分としては、5 ページのところに表があり、赤字で第 30 条ということで、「納めなければならない」という言葉が出ている。こちらについては、情報の開示請求に係る手数料について、第 30 条のほうで定めている。手数料を定めて、それを開示請求の件数に応じて徴収をするという規定が標準では示されているけども、現在、清水町においては個人情報の保護の条例の中で、手数料については無料として設定をしており、その請求の際に、書面の写しの交付等については実費を負担していただく内容になっている。

今回、その従来の規定に合わせ、30 条については手数料は無料というふうにしてのことから、この 12 条の表の中については、30 条に関する項目が空欄となるものである。

そして、10 ページの第 25 条を御覧いただく。

第 25 条の中で、町の条例のほうで赤い文字で 15 日以内というふうに記述をしている。右側の表でいけば、30 日以内というのが標準的な法律に基づいた日数になっている。これは、開示請求があった日から、その開示の決定をしなければならない事務処理の期間について、法律では 30 日以内としているが、清水町の従来個人情報保護の条例については、この期間を 15 日に短縮していた。

今回の条例でも、その期間を踏襲するように町のほうで調整をしているということで、こちらの議会の条例についても、同じく 15 日に短縮をしている。同じく 26 条のところ、この開示請求があった内容の情報量が非常に大量である場合の事務処理として、期間を延長する特例が定められている。標準的なものは 60 日以内としているけども、こちらを清水町の条例で 30 日以内というふうに従来取り扱っていることから、こちらについてもそれに合わせて 30 日以内というふうにしていく。

同様の規定については、第 35 条の訂正決定等の期限、それから、第 42 条の利用停止決定等の期限というところにも載っている。

そして、先ほども町の条例で、清水町情報公開個人情報保護審査会の条例新設の説明があった。議会の個人情報保護の条例の中で、審査請求の際の諮問の先として町で設置をする情報公開・個人情報保護審査会に諮問をする旨、

第 45 条で定めることとしている。

また、第 45 条の 3 項、4 項が 16 ページのほうに表示されているけども、議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。4 項、審査会は、審査会条例に規定する所掌事務のほか、第 1 項及び第 3 項の規定による議長の諮問に応じ審査会条例に定めるところにより、審査請求等に係る調査・審議を行い議長に答申するというふうに載せている。標準の例では入っていない部分なんだけど、こちらについては、標準の例の第 50 条のところに審議会への諮問という文言があり、町のほうで個人情報保護審議会、制度等についての意見を聞く審議会を設けた場合については、この部分が規定されるところなんだけど、今回は個人情報の保護審査会という違う機関でその業務を行うようにしているということで、そちらのほうに内容をまとめているところである。

この資料で、17 ページの一番最後のところ、ちょっと訂正であるけども、附則として、「施行期日、1、この条例は」というふうになっているが、これは「1」は不要ということが確認できましたので、削除をしておいていただきたいと思う。

今回、こういった内容で、個人情報の適正な取扱いや個人の権利・利益を保護するための条例ということで、本定例会で提案をし、制定をしていくこととなる。

先ほど委員長から御説明いただいたこの条例が制定された場合に、議長が別に定めるものとして、施行規定、これも縦型の部分で細かな取扱い、あるいは手続の際の書式等について規程を定める内容として案をまとめている。こちらについては、議決の後に議長決裁ということで制定をして、4 月 1 日から、いずれも適用・施行していくという形になる。

以上、雑駁な説明であるけども、議会の個人情報の保護に関する条例及び条例施行規定の説明とさせていただきます。

山下議長：ただいま、議運の委員長と事務局からそれぞれ説明があったところである。

個人情報の保護に関する議会としてのこの条例、これについて何か質問等あったら、ないか。

(なしという声あり)

山下議長：それでは、質問なしということで、次の項目に移らせていただく。

・令和 5 年度町議会定例会日程（予定）について

山下議長：令和 5 年度の町議会の日程等、これについて議運の委員長から報告がある。委員長。

橋本議員：1 枚物のこの予定の紙、入っていると思うんだけど、令和 5 年度町議

会定例会日程予定についてである。

令和5年度町議会定例会の日程については、事前に執行側と調整し資料のとおりスケジュールの調整をお願いする。

なお、議会側、執行側で不都合が生じた際には、その都度協議するという事を御了承いただきたいと思う。

以上である。

山下議長：ただいま議運の委員長から令和5年度6月、9月、12月、3月の定例会の日程を、概要について説明があった。何か質問等あるか。ないか。

(なしという声あり)

山下議長：それでは、令和5年度は、事情によって変更する可能性があるかもしれないが、この日程で進めたいと思うので、よろしくをお願いをする。

・議員研修の受講希望者募集について

山下議長：続いて、議員研修会の受講者の募集について、議会運営委員長から報告をお願いする。委員長。

橋本議員：これも、また次、別な資料になるんだけど、令和5年度議員研修の受講希望者の募集についてという資料、皆さん、お手元にあるか。

議員研修の充実を図るため、道外の研修所等の研修に議員を派遣しているけれども、資料のとおり受講希望者を募集するという事を議運で確認した。

ちょっと日程等の関係もあるので、事務局のほうから報告をお願いする。

山下議長：事務局、お願いする。

事務局次長（川口二郎）：それでは、私のほうから若干補足をさせていただく。

募集する研修であるが、資料の1番目に書いている市町村職員中央研修所の議員向け研修、また、全国市町村国際文化研修所の議員向け研修、あと、全国町村議会議長会が主催する広報研修会及び広報クリニック、あと議長・副議長研修会ということにさせていただいている。

あと、6番目に、その他議員が希望する上記以外の研修というのも対象ということでさせていただいている。

研修の月日、会場、内容等については2番目に掲載している。

(2)の国際文化研修所においては、特別セミナーのほかに5日間コース、3日間コース、2日間コースという形で、いろいろな研修が予定がされている。

1枚おめくりいただいて、裏側になる。

3番目の広報研修会については、日程が9月の27日東京都で開催予定である。広報クリニックについては8月24日、東京都で開催の予定。5番目の議長・副議長研修会については、5月23日、東京で開催の予定である。

また、募集の人数については、3人という形で予定をしている。

募集の期間については、3月31日までという形で一旦区切りをつけさせていただいているが、既に募集の案内が来ている研修の中で、防災に関する研修及び新任議員に関する研修については、締切りが3月15日までというふうにされているので、御希望される方については、それ以前に事務局のほうに申し出ていただきたいと思う。

また、6月の定例会前までに開催される日程の研修については、3月定例会最終日までにお申出をいただかなければ、派遣の決定等があるので、最終日までにお申出をいただければと思う。

申込方法については、特段様式等はないので、議会事務局のほうに申出をいただきたいというふうに思う。

以上である。

山下議長：ただいま、各種研修について募集の関係で議運委員長と事務局から説明があった。何か補足説明要る方いらっしゃるか。鈴木議員。

鈴木議員：ちょっと確認なんだけれども、議員の研修の充実を図るといような今お話をいただいたけれども、募集要員、人員がこれまでにない3人というすごく少ない数字のような気がしている。前は3人だったかなと、昔は。昔は3人で、それを充実していこうということで、何年か前から増えていったというように気持ちでいたけれども、例えば広報委員会の広報研修とか全員が行くということはもう無理だということなんだよね。これ、3人にした理由と、これが増えることがあるのか、もしくは3人は3人であると、研修については限定を設けるといことで理解してよろしいか。

山下議長：ただいま鈴木議員から、3名に限定するのかといことで、過去の流れについて事務局から説明願う。

事務局長：ただいま研修の費用について御質問いただいた。国際文化アカデミー等の研修事業については、従来より3名分の予算を毎年確保して、全ての議員が任期の4年間の中で一巡して研修が受けられるようにといことで4年間の3名ずつ、12名分をその期間で予算確保して対応していくというふうにしてきている。

令和元年から4年までの期間については、令和元年に3名の方が研修参加され、翌年2年、3年と新型コロナウイルス感染症の関係で研修自体が中止になってきたところである。これを受けて、年間3名といことで予算組みをしていた部分について、令和4年度の予算要求の際に、中止で実施できなかった人たちの分の予算を単年度、議員任期の最終年度となるけれども、まとめて対応したいといことで、9名分を予算確保をして議員研修の参加について御案内し、結果的には4名の方にとどまったんだが、研修を実施してきているところである。

今回の令和5年度の予算組については、通常スタイルに戻った形での3名といことで、予算の措置をさせていただいたところである。

後ほど御説明をする予定であるけれども、議会費の予算の中には、広報研修会については、同議長会のほうで開催をするものもあるので、それについては、別途研修の旅費をみている。

また4年に一度の任期、統一地方選挙等もあるということで、同議長会のほうで新任議員の研修会というものも項目として上げられていることを確認して、今回、初めて議員として参加される3名の方の分の予算等も見ているところである。

それ以外には、管内の行政視察、道内の行政視察というのは、それぞれ従前のところで委員会としての行動になるけれども、そちらのほうの費用弁償等も計上させていただいたところである。

以上である。

山下議長：鈴木議員。

鈴木議員：基本的な考え方がちょっとおかしいのかなというふうに思っている。というのが4年の任期の間に2年ずつの、例えば常任委員会も2年ずつの任期である。勉強する上だよ。これが、もしそういう分、1人1回旅行行っていいよというんじゃないで、これは研修なので、研修に4年で3人ずつで12人、議長は別として、それで充てるというのは分からなくてもないんだけど、でも、それぞれが、やっぱり総務産業とか厚生文教とかというところに勉強していきたいんだといった場合には、2年ずつやっぱりやらんきゃなんねえかなと思うんだ。

となると、予算立てとしては、本来であれば6人ずつ上げていくというのであれば、まだ研修の充実を図っているんだなというふうに分かるんだけど、もう制限付けているということ自体で、多分これ、昔の財政再建の途上の中で始まっているやり方なのかなという形で、いつなのか分からないけど、そういう部分でいくと、議員が自分で公の研修、個人の金で行けばいいんだけど、勉強したいというところに制限を設けるとするのは、ちょっと残念だなと思うけど、今さらもう変わらないのであれば、この場で議論したってしょうがないんで、そういうことで、残念だけれども、過去の踏襲とともに充実した議員研修ではなく、一方的ではないけど、制限を設けた議員研修ということで理解したいと思うけど、それでよろしいか。

山下議長：局長。

事務局長：ただいま、過去の財政の部分もあって制限がかかったのではないかというお話であるけれども、この部分については、特に過去自由に誰でも人数制限なく行って、それを3人に絞ったという経過はないと思う。

これについては、議会の活性化の部分でそういう決まりをつくってきていると思うのだが。

山下議長：鈴木議員。

鈴木議員：残念だけれども、去年とかおとしの議運の中で、研修をするには別に制限

を設けなくてもいいだろうという結論が1つあって、去年は9人にしたはずなんだ。今回から3人にするという事は、残念ながら絞ってしまったというか、私、別に行きたいと言っているわけじゃないんだけど、でも、何か制限を設けてしまうと、ちょっと残念だなというふうに思っている。

だから、言い方は何とでもできるんだけど、議員の研修についてはもう3人で決まりだよと、これは議運の委員長にお聞きしたいんだけど、これは議運の中でも、議員の研修は任期の中に1人1回ぐらい行ければいいだろうと、そういうレベルの話で議運では終わったということで理解してよろしいか。

山下議長：委員長。

橋本議員：特にそういう議論をしたわけではない。これは、何ていうのか、どういう経緯で今の状態になっているかというのは、ちょっと分からない部分もあるので、いや、この件については、鈴木議員の言うこともなるほどなと思う部分もあるので、最初のうちに学んで、それを議員活動に生かしたほうがいいなというのであれば、ただ、どうしようもないかどうか分からないけれど、そこは、議論の余地というか、検討の余地があるのであればあれだけでも、そんな研修に対してしなくてもいいというような議論でこういうふうになったわけではないということは報告したいと思う。

山下議長：ただいま委員長から、この部分については特に触れてないという部分もあった。

それで、事務局としての、前回9名になったという部分の認識、それぞれ議運の方が、去年の方がいないんだけど、その解釈については事務局で踏襲しているのかなと思うので、その解釈について事務局でどう捉えているのか説明願う。

事務局長：昨年度、4年度予算のときに9名の予算措置をしたという部分については、当初、従来どおり3名ずつで回していますという話をさせていただいたときに、中止で行けなかった部分はどうするんだということが議論になったところかと思う。その部分に合わせて、9名分を確保して、この任期で行ってない人全員が行けるようにしようということで、当初、元年度に参加をしていない方を重点的に9名の部分で研修の募集を行い、その部分で申込みが少なかったというところがあって、元年度に研修に参加された方も含めて、令和4年度に4名の方が参加をされたというふうに、こちら、事務局としては押さえていたところである。

山下議長：鈴木議員。

鈴木議員：議運のメンバーだったので、よくよく覚えているんだけど、そういう解釈もできるかもしれないけど、あの時の解釈の中というか、議員の中で研修をできる、それをやったからやらないからと言って制限するのはまずおかしいだろうと。やっぱりそのときそのときによって情勢は変わって、勉強したいことというのは必ずあるんだから、そこで制限を設けることがおかしいよね

という話にはなつたと理解していたんだ。

その上、だから今質問させていただいているんだけど、これは議運のほうで皆さんで話し合っていて、補正を組むということは、手を挙げない限りは補正をかけれないというのはあるんだけど、3名に絞るということは、我々の研修というか、自分で行けというだけの話なんだけど、いかにも何かシステムチックで、幅の効かない、横幅が、振り幅が少ないのかなと思って。本当に勉強したい人が、多分、今回、議長も入れて13人と僕は私は思っているんで、そういう考え方でいくと、やはり制限を設けるというよりは、みんながもう全員行くんだというぐらいの研修スタイルというか、システムというか、それに対応できるようにしてあげたほうが、最初に手を挙げた人の早い者勝ちというのもおかしな話だし、これから本当に加速するというか、もう何ていうのか、スピード感のある流れの中においては、従来どおりのやり方というようなすごい、言い方、悪い言い方したらけちなやり方じゃなくて、もうちょっと柔軟性を持った考え方を持って運営していただきたいということを切に願って、納得したということにして終わりたいと思う。これ以上言ってももうどうしようもないというのは分かっているんで、一応議運のほうでももう一度考えて、何かの際に協議していただければと思うので、お願いしたいと思う。

山下議長：ただいま鈴木議員からあったけれども、去年の議会運営委員会の内容についてという部分もちょっと発言があったんで、その部分についてはちょっと休憩をして、前回の議運委員長もいらっしゃるし、議長もいらっしゃるので、その議運のときの雰囲気も休憩中にお聞きするというのもよろしいか。西山議員。

西山議員：休憩しなくても、さっき鈴木さんが言ったように検討していただければいいって言っているんで、後日、議会運営委員会や何かでもう一回検討すればいいことであって、今しなくてもいいと思う。

山下議長：ただいま、西山議員のほうから、後日議会運営委員会のほうで再度検討するというので、議案について、予算についてもこれから事務局から説明あるんだが、そういった部分の絡み、そして、もう製本はこのようにできているんでどのように解釈したらいいのかなど。鈴木議員。

鈴木議員：ここは全員協議会の場合なんで、これは、議運で決まったものは報告事項であるから、それは我々がそれ反対だという話には当然ならない。ただ、経緯だけは聞くことは当然できるわけで、結果として今回はこれに多分賛成せざるを得ないだよ、議員としては。

ただ、そういうこれまでの流れというのが、不連続の連続というパターンでいくと、ちょっと4年ごとに改選はしているんだけど、やっぱりそこそこで決めたこととか考え方というのが、正式にやったかどうかにしても、私は先ほど言ったような研修のシステムというのは少し考えていかなきゃな

らないと思うし、より多くの方がフレキシブルに受けられるという感覚のほうが大事だと思っているので、そのつもりで昨年までいたので、今年から随分と変わるんだなという印象があったんだから、そうではなくて、やっぱり研修一つにしても、やっぱり一人一人がスキルアップをどんどんしていくべきだというような考え方でいくと、先ほど委員長が充実した研修というような話をされたところ、最初の挨拶のときに、そこからいくと当然やらなきゃならないだろうし、これはぜひ、宿題じゃないけど、議運でもう一回もんでほしいなということ。

ただ、この後、これ報告事項であるので、各委員会の部分については、確認はするけれど、この後については、これに、予算について反対するものではない。だから、そのまま進めていただいて結構だと思う。

あと、議運の委員長が、前任の議運の委員長もいらっしゃるし、議長もいらっしゃるので、前議長もいらっしゃるので、そこで雰囲気を確認していただくというのも一つの方法かなと思っている。

山下議長：分かった。ただいま、研修の内容について昨年の議会運営委員会の報告書もあるので、それらで確認しながら、こういった方向になったかを事務局で再度精査をして、そして今後こういった研修が、それぞれ議員個々が研修をできるかという部分を、議運の中でも再度検討していただくということで進めてまいりたいと思うが、いかがか。

(異議なしという声あり)

山下議長：それでは、研修の関係については以上の流れで進めてまいりたいと思うので、よろしく願います。

・議会報告会と町民との意見交換会について

山下議長：続いて、議会報告会と町民の意見交換会、これについて議運委員長から報告を求める。委員長。

橋本議員：次に、議会報告会と町民との意見交換会についてである。

例年5月末に開催している事業であるが、1年間の議会活動報告は従来どおり行うこととし、意見交換会については、開催方法を検討することとし、5月の開催を見送り、内容検討を十分に行うとしているところである。

以上である。

山下議長：ただいま、議運の委員長から報告があった。議運の中では、そのほか報告部分が重視になっていた、昨年までは。そういった部分よりは、意見を交換できる場を増やしたいという部分を、どういう方法があるかを再度検討を加えたいということで、例年の5月開催じゃなくて、またその後について、今後開催について検討を進めたいということで、今回は先延ばしにしたということで報告があった。このことについて特に質問あるか。

(なしという声あり)

山下議長：それでは、そのような形で先に送ってさらに検討を進めてまいりたいと思うので、議運のほうでよろしくお願いをしたいと思います。

・議会モニターについて

山下議長：続いて、議会モニターについて、議運委員長から報告があるので、願います。委員長。

橋本議員：議会モニターの募集についてであるが、現在モニターになっていただいている方の任期が、今年の3月31日までであるので、令和5年・6年度のモニターを募集するものである。新しい方というか、多数、10人以内となっているけれども、多くの方に参加していただけるように、各議員からもお声がけをお願いしたいと思います。

以上である。

山下議長：ただいま議運委員長から報告があった議員モニターの募集の関係について、質問ある方いらっしゃるか。鈴木議員。

鈴木議員：これも、去年結構いろいろあったんだけど、結局なる人が少ないとか、なる人が少ない分何とかかき集めているというのが正直なところで、ただし、同じ人がもう何回も出てくるという話、やっぱり前に進んでいかないんだ、会話が、モニターとの。

これは、多少の再任を妨げない、もしくはできるだけ新しい人を優先していきたいというような形というのは、ちょっと言いづらいんだけど、これ、ちょっと議事録残すのもちょっといやらしいんだけど、ただし、やっぱりそうしないと全く前に進んでいかないというのが正直な感想なので、その辺ちょっと再任を妨げないのは実際のところであるけれど、できるだけ新人の方を優先するというような書き方を、抽せんにより、抽せんというか、新しい方をできるだけ優先的に入れたいということでやられたほうがよろしいかと思うんだけど、どうか。

山下議長：ただいま、鈴木議員のほうから再任の関係で質問があったけれども、議運の中でもいろんな審議をされたと、私も同席して思っている。議会運営委員長からお答えできる分だけお答えいただけるか。委員長。

橋本議員：毎回同じ方がモニターになっているというお話は前からあったみたいなので、10人以内というふうになっているので、たくさん御応募いただければ、こういった場合には人選というのも出てくるので、お声がけしていただきたいというしかないのかなと思うが、よろしく願います。

山下議長：以上の内容の答弁しかできないと思うのだが、鈴木議員、よろしいか。検討は、ちょっと議運のほうでされていたみたいである。

それでは、また今回議会モニターについても募集をこの要綱に基づいて進め

たいと思う。よろしく願います。

・模擬議会について

山下議長：続いて、模擬議会について委員長から報告を求める。委員長。

橋本議員：模擬議会についてである。先般、議長と議運委員長の就任挨拶を兼ねて、清水高校へ向かい、校長、教頭、それから担当された先生と協議をして、令和5年度においても模擬議会を開催するという方向を確認している。内容等については、ちょうど先生方も異動を控えていた時期であるので、年度明けにまた高校側と調整していくということとしている。以上である。

山下議長：ただいま議運委員長から模擬議会についての経過説明あった。今年度も同様に実施していきたいということで、内容等については、新しい先生方がまた担当が替ったりする場合もあるので、そういった部分でさらに進めていくという報告があった。このような進め方でまいりたいと思うが、何か御質問ある方いらっしゃるか。鈴木議員。

鈴木議員：すまない、高校のほうと打ち合わせしているんだったらそれはそれで構わないが、それこそ議会報告会の中には、中学生との模擬議会をやったほうがいいんじゃないかというような意見が出て、たしか返事も、検討していきたいぐらいの返事をしてるはずだよね。議会として、多分そのときしているはずなので、ぜひ、それらもやっぱり検討していかなきゃならないのかなというふうに思っているの、そこを去年踏襲して多分やっていると思うけれども、その辺はぜひ、そうだなと思っていたので、この機会だからぜひ議運のほうで確認していただければと思う。以上である。

山下議長：ただいま、鈴木議員から中学生もということで、前回議員になってらっしゃらない方は分からないかもしれないが、意見交換会の中でそういった話もあった。

私のほうから議題として議運にかけてなかった部分もある。申し訳ないが、時間をかけている部分と、議運と相談してまいりたいと思うが、よろしいか。

(異議なしという声あり)

山下議長：それでは、そのように進めてまいりたいと思う。

ほかに模擬議会について質疑ある方、いらっしゃるか。

(なしという声あり)

山下議長：なければ、今年度まず高校とのやり取りについてはこのように進めてまいりたいと思う。また、中学校関係については、また議運と相談しながら、どういう方向でという部分も含めて審議をしてまいりたいと思う。

それでは、模擬議会について終了する。

ただいま、議運委員長からの報告事項全て終わった。そのほか、議運委員長から特にあるか。

橋本議員：本日はこのぐらいにしておきたいと思う。

山下議長：このほかに今回の新型コロナウイルス関係の取扱いについて議運の中で説明されていたので、その部分についても報告をお願いします。委員長。

橋本議員：資料入っているよね。当面は現在の方式で行くということで、緩和されているということもあるけれども、何せ議員はしゃべって何ぼなんで、マスクは当面していくが、だんだんに5類になったらどうするとか、その都度また検討しながら進めてまいりたいと思う。よろしくをお願いします。

山下議長：ただいま議運委員長からコロナ関連について、感染症対応、これについては12月までと同様に進めながら、また5月以降の状況変わった段階で、今後検討したいという部分の報告があったが、3月については従前とおりの進め方でよろしかったか。

(異議なしという声あり)

山下議長：それでは、今回の3月定例会については12月定例会と同様な形の感染対策を進めてまいりたいと思うので、皆様の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(3) 令和5年度議会費の予算(案)について

山下議長：続いて、それでは、(3)番目の令和5年度議会費の予算の関係について事務局から説明を求める。事務局、お願いします。

事務局次長：それでは、私のほうから令和5年度一般会計予算(案)の概要を御説明する。1枚物の表になったものを御覧いただきたいと思う。

こちら、議会費の概要になる。昨年度と比較して大きく変わった点のみ御説明をさせていただきたいと思う。

まず、上から2段目、議員期末手当である。こちらについては、昨年の12月に人事院勧告に準じて支給月数を改正している。6月2.2か月、12月2.2か月、合計4.4か月ということで改正をしているので、その分で増加ということで、昨年と比較して25万5,000円の増加である。

続いて議員共済費である。こちらについては、給付費負担金の率が減少したことにより、負担金額が減少している。昨年度と比較して19万6,000円の減ということになっている。

その次、議員費用弁償である。こちらについては、昨年厚生文教常任委員会が道外研修を行っていたが、本年度については、道外研修の予定がないということで、その分が減ということである。

さらに先ほどの研修の費用について、人数減ということで、こちらにも減に

なっている。

あと、今年度は新任議員研修会を予定しているのですが、その分が増ということで計上をしているところである。

昨年度と比較すると、209万6,000円の減ということで計上をしている。

下のほうに行き、人件費のところの下から2段目になる十勝町村議会議長会負担金である。こちらについては、昨年度事業等、コロナの関係で行えないということで、負担金自体減額がされていた。令和5年度については、従来どおり事業を行うという予定なので、負担金についても元に戻すという形で計上をしている。比較して13万3,000円の増ということで計上をしている。議員人件費、議会議員経費の合計が5,348万3,000円ということで、昨年度と比較して合計でマイナス192万5,000円という形になっている。

続いてその下になる。議会事務である。

こちらについては、議員経費と同様に、道外行政視察の職員随行費が減になっているという点と、新任議会事務局長研修会旅費を計上しているという点、それと、あと議会だよりの印刷単価が増という形、逆に印刷部数については減となっている。同様にチラシの折り込みについても、単価は増、枚数については減ということで計上をしているところである。

合計としては358万1,000円ということで、昨年と比較して6万2,000円の増ということで計上をしている。

議会職員の人件費については、こちらに掲載のとおり2,502万5,000円という形で、昨年度と比較して20万5,000円の減ということで、議会費の合計は8,208万9,000円で、昨年度と比較して206万8,000円の減ということになっている。

このほかに、議会事務局所管の経費として、13款1項1目に図書経費151万円を予算計上している。こちらについては、3階の図書室に設置している図書の台本追録代ということで計上をさせていただいている。

以上である。

山下議長：ただいま、令和5年度の議会に関わる予算の説明をいただいたところである。これに関しては予算の特別委員会で説明員がいないので、質疑ができない状況にある。ここで何か質疑があれば受けたいと思うが、いかがか。

(なしという声あり)

山下議長：質疑なしと認めて、これについては終わらせていただく。

(4) 広報広聴常任委員会からの確認事項について

山下議長：続いて、広報広聴常任委員会から確認事項について、委員長、よろしくお願ひする。委員長。

田村議員：広報広聴常任委員会から、議員の皆様を確認したい事項がある。内容につ

いては、議会広報の編集と発行についてである。

現在、議会だよりに掲載している一般質問の内容については、議会広報発行細則により、次のとおり定められている。一般質問の項目の5項目めに、質問事項は質問した議員本人が450字以内に要約し、定例会会期中に提出する。そして、6項目めに答弁は答弁書を基に質問した議員以外の委員が要約すると定められている。これは、答弁内容の要約が質問者の主観的な解釈ではなく、客観的な立場で議場のやり取りを的確に伝えるためのものであるが、一方で、要約する担当の委員においては、一般質問当日の朝に渡される執行側の答弁要約に加えて、当日の再質問とさらにその答弁内容を基に要約をしているが、再質問とその答弁の核心部分をまとめることは難しい作業である。一部では、質問議員本人がまとめた答弁要約を担当委員が確認をして編集を行い、議会だよりに掲載している現状もある。

2月3日に開かれた広報広聴常任委員会では、議会だよりに一般質問の初回質問とその答弁が掲載される場合が多く、再質問で核心部分が掲載されないことが多いことと、要約を担当する委員の負担が大きいことなどから、質問者本人が内容をまとめ担当委員が掲載文としての確認と編集を行う方法を、今後何回か試してみてもどうかという意見があった。

今回の試みに対して、議会広報発行細則の改正は行わず、この全員協議会での合意確認により試行的に導入することとしていいか、皆様に御確認したいと思う。よろしく願います。

山下議長：ただいま、広報委員長から報告があった一般質問のまとめ方について、こういった方向でという部分が広報委員会の中で話があり、核心の部分、再質問とかで出てくる部分が掲載されないことが、結構多々あるということで、そういった部分について、やっぱり報告として議会だよりに載せたいという部分があるので、そういった部分で、質問者それぞれ個人個人の負担がちよっと増えるんだけど、広報委員さんの部分は、負担は減るけれども、そういった方法で今後試行的に試みとして今回ちよっとやってみようかという話であった。

こういった進め方で、広報委員会で話し合われたが、このとおり進めたいと思うがいかがか。何か質問あれば。川上委員。

川上議員：おおむねそのような方法でいいと思うんだけど、ただ、ちよっともう一回、もうちよっと検討していただきたいのが、再質問載せようとしても、例えば僕3つ質問したときには、もうスペース450字じゃないんだよね。結局本質問の部分だけしか載せれないので、答弁部分も含めて、字数をもうちよっと検討していただきたいなど、そういうふう思う。

山下議長：ただいま川上委員から、紙面構成についてはもともと決まっている分なので、そういった部分で進めているけれども、今回要綱を変更しない中で、広報委員会の中でこれらの課題についても検討していただきたいという話が

あったので、広報委員会の中で今後字数について検討を進めるということでよろしく願います。取りあえず、今、広報で進んでいる中で進んでいくということで願います。

山下議長：そのほか何かあるか。

(なしという声あり)

山下議長：それでは、発行については、質問者の方、再質問について聞き逃しなく、広報に載せたい部分を要約していただくということになるので、よろしく願います。

今再質問とかについてあったんだけど、担当はそれぞれ決めていくということで、その担当者の方がきちっと質疑の流れを把握していただくという部分では、以前と変わらない流れになるので、質問者が解釈で自由になるという部分ではなくて、答弁した内容載せるか載せないかという部分の、再質問の答弁の内容載せるか載せないかという部分を注視しながら、広報委員会の方は確認をしていただきたいと思うので、よろしく願います。

中河議員。

中河議員：今の部分、もう一回ちょっと。それじゃあ、質問者が再質問の中の自分の載せたい部分を載せて、そして、その答弁を出すということでいいだね。全部は載らないよね、あの紙面から見れば。そういう中では、質問者の載せたい部分を書いて載せるということでいいだね。

山下議長：ただいま、中河議員から質問あったけども、広報委員会のお話の中では、新たな部分が再質問の中で、最初の答弁書以外の部分で新たな部分が出てきた場合には、この広報の中で取り扱おうという話。

なので、内容が変わらなければ、再質問は必要ないのかなという部分で、広報委員会の中ではなっていたと思うが、委員長。

田村議員：一般質問も全体的な内容としては、最初の通告した部分よりも、もしかしたら、その中で次の再質問のほうが、もしかしたら核心部分を突く内容が変わるといえるか、進んでいく可能性があるので、質問者の皆様、議員の皆様が、全体を通して最初の通告した部分と最終的な答弁をいただいた最後の結論までの部分を全体的にまとめていただくという認識でいただければよろしいかなと思う。

その中で、途中に入ってくる再質問で、これは当初の通告した内容と多少ずれる部分もあると思うので、そういうのは省いていただいて、核心部分突いた部分をまとめていただければよろしいかと考えていた。

中河議員：分かった。

山下議長：次の質疑を受ける。橋本議員。

橋本議員：この件については、要綱は変えずに試行してみるということだけれども、何回ぐらいこれを、何回というか、何年やるのかということと、その評価はどうやってするのかという、考えていることがあれば教えていただきたいと

思う。

山下議長：委員長、検討された中身を報告をお願いします。委員長。

田村議員：試行的に行う回数までは、現実的な話としては、回数までは検討、話し合いはなされていない。

実際に、これからやる場合、3月の定例会、6月の定例会をやると、一通り皆様が一般質問を終えて、回数はここでは言えないが、全体の皆さんが一通り質問を終わって要約をまとめた後に、御意見はお伺いしようとは思っているが、今は、すまない、そこまでしか答えられないのだが、回数は分からない。

山下議長：橋本議員。

橋本議員：分かった。

山下議長：ただいまの内容について、了解したということである。

そのほか、質疑はないか。

(なしという声あり)

山下議長：なければ、今回3月定例会からの議会だよりの進め方については、このように取り進めてまいりたいと思う。よろしくをお願いします。

(5) その他

山下議長：それでは、ここから(5)番目、その他、今後のスケジュールについて事務局から報告する。事務局、お願いします。

事務局長：お手元のほうに1枚物の日程表をお配りしているかと思う。

第2回の3月の定例議会について、本日、議会運営委員会、全員協議会を開催させていただいたところである。

3月3日金曜日、一般質問の通告日となっている。午前9時から正午までの間で一般質問の通告を議長が受付を行うので、よろしくをお願いします。

午後2時から議会運営委員会2回目を開催して、審議日程の確認を行う。

3月8日には、町民の皆様に議会の開催について御案内するチラシの折り込みを予定している。

10日が開会初日である。この表には行政報告というふうには書いてあるけれども、現状では行政報告、まだ予定はない。出てくれば行政報告をやるということで押さえていただければと思う。

専決処分の承認、執行方針、それから新設条例、予算の部分の委員会への付託、そして、請願についても審議をいただく。

そして、本会議終了後に、予算審査特別委員会で、正副委員長の互選を行っていただくこととなる。

議会本体以外では、議員会の役員会をお昼時に、また総務産業常任委員会につきましては、条例の付託とそれから請願の関係がある。従来は、厚生文教

常任委員会も同日に初日を行っておりましたけれども、この部分につきましては、総務産業常任委員会を10日の日に行いたいというふうに思う。

13日は、諸般の報告と一般質問1日目、この日に厚生文教常任委員会を予定したいと思う。

14日、一般質問の2日目、これは一般質問の通告の人数によって移動が出てくるかもしれないけれども、現状では一般質問2日目として、全員協議会の開催を予定したいと思う。

そして、15日から17日にかけて、予算審査特別委員会を予定している。中学校の卒業式が3月15日午前中というのが例年決まっているけれども、昨年度に引き続き、今年度も来賓を呼ばない形で卒業式を行うということで、予算審査特別委員会の日程につきましては1日確保できるものである。

そして、週が明けて20日月曜日、予算審査特別委員会の予備日として休会であるけれども、枠を確保したいと考えている。

そして、21日春分の日、休会を経て22日が最終日、新設条例の審査報告、予算審査特別委員会の審査報告を受けて採決、そして、議案の審議ということで、補正予算、その他条例の一部改正、一般議案等の審議をいただき閉会となる。

なお、この日、広報広聴常任委員会を本会議後に開催を予定している。

以上が、3月定例の第2回の議会の予定としているので、確認のほどよろしく願います。

山下議長：ただいま、局長から今後のスケジュールについて定例会予定を御覧いただいた、説明をいただいたところである。これについて何か質問あれば、お伺いをする。川上議員。

川上議員：ちょっと議運の中で、本当は話しすればよかったんだけど、一般質問の締切り3日だね。どうしても当日、都合が悪い方は、許さないというか、駄目だということになるのか、そこら辺の確認をもうちょっとさせていただきたいと思う。

山下議長：今回、それぞれ事前に局長とも打合わせをしていたけれども、事前にもしあるのであれば、事前に言っていただければ調整はするという結論、事務局と打合わせ済み。

だから、当日12時以降だったらずいけれども、当日12時前、そしてその以前であれば調整をしたいと思うのでよろしく願います。

あと、同じ質問があった場合、質問が重複した場合はまた整理をさせていただきたいと思う。順番によって行いたいと思うので。

その他質問はないか。西山議員。

西山議員：15日の日の卒業式、山本議員のところ、子供さん、卒業式なんで午前中出れないので、先ほど1日って言うんですけど、これ午前中休みでなかったっけ。どうするのか、そこをちゃんとはっきりしておかないと。

山下議長：ただいま西山議員から質問あった。議運の中では特にそこら辺については確認をしていなかった。そういった部分で、ちょっと休憩をさせていただく。

【休憩 15：45】

【再開 15：46】

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。特に、議運の中で調整はしていなかった。

そして、また去年は15日、1日、委員会を開催したところである。今回の議員の中で、そういった中学校の卒業式行事と重なるという部分があった。

どうしたらいいかという部分をここで調整したらいいのか。鈴木議員。

鈴木議員：何も問題なければ、議長と議運で、議運の委員長と議長、必要だったら議運を開いていただいて、後日報告で結構であるから。

ただ、やっぱり午前中休む経緯が過去にもあったんで、議員としていろいろ出て、やっぱり特別な日であるから、それはやっぱり、お母さんに優しい、お父さんも普通そうなんであるけど、子育て世代をしっかりと考えていくという議会として、町として、やっぱりそこは昼からという方向が一番いいかなとは思うのであるけど、それはあと議長に一任するので、ぜひ後で報告していただければいいということだと思います。

山下議長：ただいま鈴木議員から議長と議運の中で検討してほしいということで、それで終了後ちょっと時間を、今日にするか明日にするか、議運を開いて、ちょっと検討させていただいて、その後、皆さんには後日報告という形でさせていただくので、招集については、もう10日招集であるから、その10日の日にその内容について報告をさせていただくということによろしいか。

(はいという声あり)

山下議長：そしたら、そのように進めさせていただくので、よろしく願います。

そのほかスケジュールについて何か質問あるか。

(なしという声あり)

山下議長：なければ、この提案のと通りのスケジュールでまいりたいと思うので、よろしく願います。

その他のその他、何かあったら、各議員から。

只野議員：この前の議運でちょっと話したんであるけども、ここで話すべき案件だと言われたので、ここで話させていただく。

選挙運動中に、町民の皆様から議員定数削減のことを私は多く言われた。1か月たっただけであるので、あと3年と11か月後には、例年であればどうか、慣例であれば選挙というところになると思うのであるけれども。この定数削減について議会というかこの全員協議会で協議していただきたいと思う。という話なんであるけれど。この場でしか言うところがないのであるよね。すまない。

山下議長：ただいま、その他のその他ということで只野議員から議員定数について、この任期中に検討してはどうかという話があった。これをどう今後話合いをしていくかについて、何か提案があれば。鈴木議員。

鈴木議員：8年前の議会前のこのときに私も実は同じこと、そして私も手を挙げようと思った。

議会改革活性化特別委員会か、最初に8年前、8年前というよりは1年かけてどういうふうにやっていくかということで、任期2年目にやって、3年、4年とやって、今のこの前4年前は、それを受けて4年間やった。

この4年間をやった上で、今回、私もちょうど同じことを言おうと思ったのであるけど。私、いわゆる公約という中に、チラシの中にも書かさせてもらったけど、議員定数と、やっぱり議員のまず報酬も含めて、議会としての位置づけも含めて、やっぱり考えていかなきゃならないのが、この会だと思っていて、私も手を挙げようと思っていたんで。

これについては、議長の諮問を受けれるのが、これ常任会でいったら議運だと思うんで、議運の中でまずは、特別委員会を設置するのもいいのであるけれども、まずは議運がこの任に当たるに一番ふさわしいかなというふうに感じているので、議運でいろいろ考えていただき、そして全員協で出していただき、そして協議をしていく、そして各常任委員会にそれを下ろしてまた協議をしながら上げていくという、従来の方法でやってはいかがかなというふうに思っている。ぜひ、そういう進め方でやっていただきたいと思う。

山下議長：桜井議員。

桜井議員：私も鈴木議員と同じ意見で、新しくなったんだけど、ここ近年、ほかの町村においては定数減というか、なかなか定数が出ないということでいろいろ苦慮されているということで、鹿追、新得、上士幌、浦幌も上げたし、音更も議員報酬を上げたような状況であるし、その状況もしっかり調べていただいて、上士幌あたりは議長が諮問をして答弁を頂いて、そういうふうにした経過もあるので、そういったほかの町村のことも参考にしながら、議長の采配で議運とともに、しっかり、議会改革という意味合いもあるので、その辺よろしくお願ひしたいと思う。

山下議長：ただいま、3名の方からそれぞれ議員定数並びに議員報酬を含めた中で、この中で検討してはどうかというお話があった。それら全部含めて、議運の中でどう進めていくか。

以前は、前々回の構成の中では特別委員会を設けた形であったが、それらも含めて、議運の中でどういう方向で、一回、こう、早い時期になると思う。

1年、2年の間ぐらいで検討する形になると思うが、議運の中でどういった形で進めて、議運ですっと進めていくか、そういったことも含めて検討を、諮問をしまりたいと思うが、そういった進め方でよろしいか。

(はいという声あり)

山下議長：それでは、議員定数、そして報酬関係を含めて、議会に関わる部分を進めてまいりたいと思うので、よろしくお願いします。

そのほか、その他のその他のその他、何かあるか。

(なしという声あり)

山下議長：なければ、以上で全員協議会を終了する。

本日は長時間にわたり、ありがとう。

【閉会 15：54】